



# SMTB年金ニュース

(2012年 5月10日)



三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

## 【退職給付に関する会計基準】

### ASBJが「退職給付に関する会計基準」等の改正を議決

本日、企業会計基準委員会（ASBJ）が開催され、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表について承認されました。

本会計基準は、字句修正等の調整を行った上で、来週中に公表する予定とされています。

本会計基準は、平成22年3月18日付で公表された公開草案の内容と比較して、個別財務諸表における未認識項目の取扱いや適用時期等が変更された点を除き、概ね同様の内容となっています。

#### 改正項目

今回の改正項目は次の通りです。具体的な内容は別紙（全3枚）をご参照下さい。

1. 貸借対照表における未認識項目の即時認識
2. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正
3. 開示の拡充
4. 複数事業主制度の取扱いの改正
5. 長期期待運用収益率の考え方の明確化
6. 名称等の変更

#### 公開草案からの主な変更点

##### ① 個別財務諸表における未認識項目の取扱い

- 貸借対照表（B/S）における遅延認識の廃止は連結財務諸表のみが対象とされました。
- 個別財務諸表は従来通りの取扱い（未認識項目の遅延認識が可能）とされました。（公開草案では個別財務諸表も遅延認識の廃止の対象でした。）

(次頁あり)

## ② 適用時期

- 「貸借対照表における未認識項目の即時認識」等の強制適用時期が平成26年3月期以降とされました。

(公開草案での強制適用は平成24年3月期以降とされていました。)

- 「退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正」等の強制適用時期が平成26年6月第1四半期以降とされました。また、当該期首からの適用が困難な場合には、所定の注記を行うことを条件に更に1年延期することができます。

(公開草案での強制適用は平成24年6月第1四半期以降とされていました。)

## ③ 開示

一部の開示項目について、公開草案から簡略化又は削除されました。

以上

## 【別紙】今回改正された会計基準等の概要

### 1. 貸借対照表における未認識項目の即時認識

#### ■連結財務諸表

- ・貸借対照表（B/S）上、未認識項目の遅延認識が廃止されました。
- ・損益計算書（P/L）上は、従来通り遅延認識することが可能です。

#### ■個別財務諸表

- ・従来の取扱いから変更はありません

（貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）ともに未認識項目は遅延認識が可能）

- ・個別財務諸表における未認識項目の取扱いは継続検討とされました。

<未認識項目の処理方法>

	貸借対照表（B/S）	損益計算書（P/L）
連結財務諸表	<b>即時認識</b> ⇒今回の改正対象	遅延認識 ⇒従来通り
個別財務諸表	遅延認識 ⇒従来通り	遅延認識 ⇒従来通り

### 2. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正

（連結財務諸表及び個別財務諸表ともに該当）

#### ■退職給付見込額の期間帰属方法

改正後の基準	次のいずれかの方法を選択適用 (1) 期間定額基準 (2) 給付算定式基準（勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるとときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。）
従来の基準	期間定額基準を原則とする。

期間定額基準と給付算定式基準の選択適用である点は公開草案から変更ありませんが、給付算定式に関わる記載がより国際会計基準に沿うように、文言の修正が相当程度行われています。

#### ■割引率

改正後の基準	退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。 当該割引率の例としては次の方法が含まれる。 (1) 退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一加重平均割引率 (2) 退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率（イールド・カーブによる割引）
従来の基準	退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とする。 実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。

（次頁あり）

#### ■ 予想昇給率の見直し

従来の基準では、退職給付債務の評価に用いる昇給率は、「確実に見込まれる」ものを合理的に推定することとされていましたが、改正後の基準では、「確実に見込まれる」ものに限らず合理的に推定することとされました。

### 3. 開示の拡充

注記項目について、退職給付債務や年金資産の増減の内訳など、国際会計基準により近付く形で下表の通り拡充されました。

- |  |
|--|
| (1) 退職給付の会計処理基準に関する事項                                |
| (2) 企業の採用する退職給付制度                                    |
| (3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表                             |
| (4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                               |
| (5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表        |
| (6) 退職給付に関連する損益                                      |
| (7) その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳                |
| (8) 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳 |
| (9) 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む）                         |
| (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項                                |
| (11) その他の退職給付に関する事項                                  |

公開草案からの主な変更点は以下の通りです。

- ・上記(2)～(11)について、連結財務諸表での注記を条件に、個別財務諸表での記載を要しないこととされました
- ・上記(3)及び(4)の注記例において、公開草案から一部の項目が削除されました
- ・上記(11)について、公開草案から「事業主が翌年度に支払うと予想される拠出及び退職給付の概算額」の注記例が削除されました

### 4. 複数事業主制度の取扱いの改正

複数事業主制度のうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないケースでは、要拠出額をもって費用処理されます。従来の基準では、複数事業主間において類似した退職給付制度を有しているときはこのケースに当たらないものとされていましたが、改正後の基準ではこの条件が削除されました。

### 5. 長期期待運用収益率の考え方の明確化

改正後の会計基準等では、長期期待運用収益率の算定について、退職給付の支払に充てられるまでの期間などを考慮して設定することが明確化されました。

(次頁あり)

## 6. 名称等の変更

従来の基準	改正後の基準
退職給付引当金	「退職給付に係る負債」等の適当な科目を用いる (※)
前払年金費用	「退職給付に係る資産」等の適当な科目を用いる (※)
過去勤務債務	過去勤務費用
期待運用収益率	長期期待運用収益率

※ 個別財務諸表においては、当面の間は改正後の取扱いを適用せず、「退職給付引当金」及び「前払年金費用」等の適当な科目を用いる。

## 適用時期等

項目	適用時期	適用方法
(1) 下記の(2)を除く すべて (未認識項目の 即時認識等)	<強制適用> 平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末(平成26年3月31日)から適用する。 <早期適用> 平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首(平成25年6月第1四半期)から適用することができる。	過去の期間の財務諸表に遡及処理しない。適用に伴って生じる影響額は、純資産の部におけるその他の包括利益累計額(「退職給付に係る調整額」等の科目)に加減する。
(2) 退職給付債務及び 勤務費用の計算方 法の改正、並びに 複数事業主制度の 定め等	<強制適用> 平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首(平成26年6月第1四半期)から適用する。 但し、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記(※)を行うことを条件に平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首(平成27年6月第1四半期)から適用することができる。 <早期適用> 平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首(平成25年6月第1四半期)から適用することができる。	過去の期間の財務諸表に遡及処理しない。適用に伴って生じる影響額は、期首の利益剰余金に加減する。 なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、給付算定式基準を選択することができる。

※所定の注記は次の通り。

- (1) 四半期財務諸表においては、当該基準を適用していない旨及びその理由
- (2) 事業年度末に係る財務諸表においては、当該基準を適用していない旨、その理由並びに当該基準に基づき算定した退職給付債務の概算額